

も、逆に核家族化もどんどん進んでいるわけでございまして、そのあびくはひとり暮らしの老人がふえる、老人だけの世帯がふえる。寝たきりの老人をだれもが面倒を見ないというような社会状況となっていくわけです。日本の美徳とされてまいりました親子が一緒に生活して、子供が親の面倒を見る、そういう風潮もだんだんとすたれていく、そういう時代になってきたわけです。この場合、一つのそういう核家族化の問題もございまずけれども、一つの問題点としましては、子供が親の面倒を見たいという希望がありましても、ウサギ小屋と言われるような小さな住宅では、二世帯が一緒に住むことは難しい。このために老夫婦だけの世帯がふえるということとございまして、子供が親と一緒に住んで、親の面倒を見たいという希望の方が、現状の住宅を改築するなり、増築するなり、または新築する、そういう希望のあるときに、市として建築、改築、増築等の資金の一部を貸し付ける制度ができないかと、その辺についてお伺いをしたいと思います。

さらに二点目といたしまして、高齢者世帯の家賃の補助でございまして。さらに住宅のあっせん、引っ越し資金の援助、貸付についてお伺いをしたいと思います。当市もほとんど都市化してまいりまして、家賃の高騰はまだ続いているわけでございまして。老人の高齢者の収入では大変に負担が大きくなりつつあるわけとございまして、家賃のほんの一部でも補助ができればというふうに私思うのでございまして。さらに子供のそばに親が行って、子供に面倒を見てもらう。また親が子供のそばに行って、住んで子供の世話になる。そういったときの引っ越しの費用、前家賃でございまして、税金ですとか、権利金、敷金ですとか、いろいろと引っ越しに伴って多額のお金がかかるわけでございまして、そういうお金の一部を貸付金として、市として面倒を見てやることはできないかどうか、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

以上四点につきまして、演壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 吉沢議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

初めに、テレビ電波障害地区対策についてでございますが、テレビ電波障害は土地の高度利用、都市の

再開発などによる建築物の高層化や、送電線、鉄塔広告等々の設置により電波障害が発生する原因となり、近年社会的な問題としてとらえられるようになってきております。しかしながら、電波障害の対策につきましては現行法上の規定はなく、明文化された救済規定もございません。したがって、原因者の責任においてその解決がされるべきものであるとの前提に立ち、各自治体では指導要綱等により、当事者間で解決するよう指導しているところでございます。

さて、御質問の内容は、主として基地による電波障害や高層建築による電波障害ではなく、段丘下の地域ということでの障害について調査なり、対策の御質問ですけれども、まず一点目の電波障害の実情の調査についてでございますが、これまでまだ田園地区の調査はしたことはございません。また今後調査をする意向があるかの考えでございまずけれども、全市的なことも考慮いたしまして、調査するかどうかの方向性を見出してまいりたいと存じます。

二点目の電波障害地区に対する中継塔の建設についてでございますが、庁舎裏に東京都で設置する防災行政無線塔に、テレビ電波を中継できるシステムを組み込むことができないかとの内容でございまずけれども、膨大な費用がかかることと、東京都の財産でもあり、防災行政無線の使用の目的で設置するため、大変難しいと思われまますが、確認をしてみたいと存じます。

三点目の有線テレビを引く費用の市の補助金交付についてでございますが、一点目の答弁と重複いたしますが、全市的な補助の方向性が出ませんと、現在のところ一部の地域を対象に市で費用負担をすることは難しい問題ではないかと思ひますが、いずれにいたしましても、いろいろと検討はしてまいりたいと存じます。よろしく御理解願えればと存じます。

次の生涯学習の振興策につきましては、教育委員会より答弁いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

次に、市職員の労働時間短縮に対する対策について御答弁を申し上げます。初めに一点目の週四十時間にいかに対応するかについてでございますが、労働基準法により段階的に労働時間を短縮し、週四十時間に進めていくわけでございますが、国の人事院では現行の四週六休制から、完全週休二日制移行をさせる

ことが適当であるとの勧告を出し、実施時期につきましては平成四年度のできるだけ早い時期に実施すべきものと勧告がなされております。現在国は一部の交代制職場におきまして、試行しているところがございます。また東京都におきましても、既に交代制職場で試行に入っております。このような状況の中で、福生市におきましても、国、東京都及び他市等の状況を見ながら、近いうちに試行等により問題点の把握を行い、完全週休二日制の実施に向けて進めていかなければならないと思っております。また市には本庁等の土曜閉庁職場や図書館、市民会館等の土曜・日曜の閉庁職場等さまざまな勤務形態の異なった職場がございますので、市といたしましても勤務時間の短縮に伴う影響等、現在調査、検討を行っております。でございます。いずれにいたしましても、住民に対する行政サービスの低下にならないように、職員の資質の向上等を図り、最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、二点目の質問であります市民に対する行政サービスの低下についてでございますが、福生市におきましても平成元年度から本庁等の職場で、第二、第四土曜日を閉庁し、月二回の土曜日を休んでおります。また図書館、市民会館等の変則勤務体制の職場につきましては、火曜日休館のほかに、職員が交代で休暇を取って、四週六休制を実施しているところでございます。現行の四週六休制を実施いたします際には、議会の御了承等市民に対する御理解と御協力をお願いし、実施してまいりました。実施に際しましては、広報によるお知らせ、本庁等の玄関への表示等行い、御協力をいただきましたところでございます。また本庁は、閉庁開始当日、及び次の閉庁土曜日につきましては、管理職員を配置いたしました。来庁した市民の方々に対応いたしました。そのほかには電話での問い合わせが数十件あり、説明と御理解をお願い申し上げたところでございます。またその後におきましては、特に問題等になるようなトラブルはなく、閉庁当日電話での照会が数件あった程度でございます。その他の施設等におきましても特に問題等がなく、実施されております。

実施に際しましては、特に窓口等における職員の意識、資質の向上等を図るとともに、窓口事務の電算化等により対応してまいりました。今後とも土曜を完全閉庁に向けてさらに調査、研究等を行いまして、市

民に対する行政サービスの低下にならないように最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

次に三点目の質問でございますが、それは行政の生産性向上をいかに実施するかについてということですが、御質問の労働時間短縮に伴う行政サービス向上等をいかに行うかですが、限られた労働時間の中で、行政サービスを低下させないためには、御指摘のとおり、職員の勤務意欲の向上を図るため、自己啓発や職員研修の一層の充実、さらには職員の意識改革を図っていくことが最も重要なことではないかと考えております。そこでこれらの充実のため、現行の研修体制を見直し、行政実務研修や行政技能研修等をさらに充実させていきたいと考えております。また行政事務の簡素化、OA化の充実につきましては、既に取り組んでいるところでございます。福生市の行政改革大綱に沿って、事務事業の見直しやOA化をさらに前進させ、事務の簡素化に努めてまいりたいと存じております。また、現在組織検討委員会を組織いたしました。現行の体制の見直しを検討させているところでございます。したがって、時代に即応した市組織を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、高齢者の住宅対策についての御答弁を申し上げます。私も吉沢議員さんが申されていることと同感でございます。先日も、今回の国勢調査の結果の報道の中で、家族構成が一世帯三人を割って、二・九九人とのことでして、御指摘のように核家族化が進んでしまっております。親子が同じ屋根の下に住み、お互いに助け合って日々過ごすことができれば、身近に福祉が実践されるわけでございますが、まことに寂しい限りでございます。ところで第一点目の御質問の資金の貸し付けにつきましては、当面、都の施策等を御活用いただければと考えております。

次に、第二点目につきましては、今後の課題とさせていただきますと存じます。また平成四年度には何らかの形で住宅関連の施策を実施したいと努力をいたしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。以上で、吉沢議員さんからの御質問に対します御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは生涯学習の振興策についてお答えをいたします。

御質問の第一点の市民の学習意欲調査につきましては、現時点まででは実施しておりませんが、市民の

要望にこたえるためにも、できるだけ早い時期に調査をしたいと考えております。

次に、学習プログラムの策定、生涯学習の振興についてでございますが、まず社会教育関係機関等の提携の中から文化、教育、体育等広範囲にわたる、しかも長期的な展望に立っての体系化を図ることが基本であろうかと考えます。もちろん現在さまざまな形で行われている事業の組織化、横の連携も必要でありましょうし、固定化しない、いつでも市民が自由に参加できるようなプログラムの策定に努めなければならぬと考えております。公民館が現在実施している事業のプログラムについて申し上げますと、公民館の集いや、利用者交流会等で出される意見や要望を参考にし、幼児、少年、青年、女性、成人、一般、障害者、高齢者のジャンルで、それぞれ講師設定をし、公民館運営審議会の審議を経て、決定しております。また生涯学習化の体系化とプログラム編成のための推進協議会設置についてでございますが、社会教育委員会、公民館運営審議会の活力に期する方向で推移を見てまいりたいと存じます。

次に三項目、社会教育施設、地域会館等学習拠点の確保と充実についてでございますが、皆さんの御理解と御協力により、年々社会教育施設も充実されております。また学校も体育施設の開放を行い、数多くの市民の方々が利用されておるところでございます。御質問の拠点づくりでございますが、当面は現施設の中で効率のよい活用が図られるよう努力するとともに、生涯学習の体制づくりを考えてまいりたいと思っております。

なお、現福祉社会館が、福祉センター完成の暁にあくので、それを生涯学習のセンターにという御意見がございましたが、私が耳にする限りでも、教育センターとか、生涯学習センター、国際交流センター、あるいは児童館、あるいは福祉センターができて、その補完施設、あるいは市民斎場エトセトラというぐあい、大変多く、あの跡をどうしたらいいかということに対する希望が出てくるようでございますので、私の方としても、あの現福祉社会館のその後の利用を考えるときに、当然そこに参加し、我々の希望なり要求を出していきたいと考えております。

それから、学習団体グループ、文化団体、スポーツ・体育団体等に対する人的、資金的助成でございますが、現在、公民館、体育館等社会教育施設において、文化活動、体育活動等の各種講座、教室を主催事

業として数多く実施しておりますが、さらに内容の充実を図ってまいりたいと思っております。また御質問の各団体に対する援助につきましても、充実が図れるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○四番（吉沢嘉翁君） 自席から質問させていただきます。

ただいま御丁寧な御回答をいただきました。ほわかりました。第一点目の市長からの御答弁の中で、この問題は難しいことでもあるし、社会情勢変わって、いろいろな建物ですとか、障害物ができて、障害が発生するのだと、その件については、当事者間で話し合って解決するような方向で行くというような話でございましたけれども、私がお話ししましたように、これ地形的な問題でございまして、当事者間で解決ということもできません。先ほど演壇でお話ししましたように、受益者負担ということで、自分たちでやろうと思いましたが、これはごく限られた範囲内のことでございまして、この地域全般に対する施策にはならないわけでございます。いずれにしても私も私どもとしても、数年前にNHKを通じまして、ある程度の調査はしたわけでございます。そうしたときに、マンションが建ったとか、大きな建造物ができて障害を受けた場合でしたらば、NHKが間に入って、その解決に努力いたしますと、ただこの場合は、難視聴地域であって、もともとの地形であるのだから、これは皆さんで組合をつくって、電波塔を立てて、有線で引っ張ってみる以外ございませんというところで、突き放されております。この話を周辺の人に話しまして、そういうものをつくらうということで調査をいたしましたところ、これが一塔につきまして高額な費用がかかるわけです。さらに維持費、そのほかございまして、しかも引ける範囲内は十世帯程度が精いっぱいです。そうしますとこういったような塔があちこちに建ててしまします。なかなかやれることではございません、そこをお願いとして、この問題をお出ししたわけでございまして、市として何とかこの難視聴地域に対しての施策を考えていただけないだろうかというのが、あの地域に住む人たちの念願でございます。その辺についてもう一度お話を伺いしたいと思っております。

それから二番目の生涯学習振興策についてでございますけれども、公運審でございまして、社会教育委員会でございますとか、そういうところで一生懸命福生市の社会教育について考えてくださいますと、

いろいろなプログラムが行われているわけですが、これをもう少し体系的に、要するに機能を十分に生かせるようなプログラムを策定していただけないでしょうか、私のお願いでございます。ですから公民館は公運審だけで、その他体育系のことは体育系の中だけでということではなくて、現在の社会教育のプログラムを作成しておられるところの方が寄り集まりまして、福生市全体の社会教育のプログラムについてお考え願えるような組織ができませんでしょうかというのが、私の質問でございます。それから、三番目の市職員の労働時間の短縮でございますとか、これの時間短縮のためには、やはりいろいろな機械化というものが大切だと思います。一つの方向といたしましては、先ほどお答えいただきました電算化の問題がございます。現在縦割り行政の中で、それぞれにコンピュータ化をされておられると思うのですが、これを一つの部署にまとめまして、基礎データの的なものをそこから発信できるようなもの、要するに所属の部署はわかりませんが、電算部、または電算課的なものをつくりまして、基礎になる台帳を作成し、管理し、ソフトを組むと、そういったような部署はできないかどうか。そうしますと、現在の市の行政事務をすべて現状のままですべてソフト化するとなりますと、膨大なハードが必要になると、そう思うのでございます。それを集約して、一つの部署で管理し、それぞれの部、課が利用できるようなシステム、そういうシステム化を進められるお考えについて、お伺いしたい。

それから、事務の簡素化につきましても、先ほどほかの議員さんからもお話がございましたけれども、証明書類の自動発行、現在たしか十二月の二日、きのうですか、一昨日から船橋市では自動交付機を導入して、住民票のカード式による自動交付を始めたと思います。これを導入することによりまして、住民票、戸籍謄本、それから印鑑証明、税金の証明書、そういったような書類の自動発行ができ、事務の簡素化につながると思います。こういう機械の導入についても、市の方はどのようにお考えになっておられるのかをお聞かせを願いたい。

さらに機構の改革でございますが、縦割りの行政でございますとなかなか機構の改革も難しいと思います。横つなりの組織といえますか、横への連携を持った組織をつくることによって、より機能的な機能別の組織ができると思います。その辺についての改革についてもお伺いをしたいと思います。

次に、高齢者の住宅対策についてでございますけれども、現状で本市としてもいろいろ対応策はされておると思うのですが、現在行われております貸付金の種類でございますとか、利用の度合いでございますとか、貸し付けたものの返還の状況ですとか、それもお伺いしたいと思います。

それから、二世帯住宅の建設改、増築資金の貸し付け、及び高齢者世帯に対する家賃の補助につきまして、この三多摩地域内の他市はどのようにやっておられるのか、その辺の御調査がございましたら、お聞きしたいと思います。

以上をもちまして、自席からの質問を終わります。お願いいたします。

○議長（赤星行人君） 四時三十五分まで休憩をいたします。

午後四時二十五分 休憩

午後四時三十分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○総務部長（森田 進君） それでは、私の方から市職員の労働時間短縮に対する対策についての関連でございます。電算化の問題と、もう一つ自動交付機、もう一つ機能別方式と三点ほど御質問いただいておりますが、そのうちの上の二点について御答弁させていただきます。

まず、電算化の関係でございますが、現在の電算の事務処理につきましては、昭和六十一年度に議会の

御理解をいただきました。地下にオフィスコンピュターを設置いたしました。それから現在まで年次計画でそれぞれの事務の電算処理をしていると、そういう状況でございました。私の方で管理している範囲で大体十四、五の事務について今電算化処理させていると、そういう状況でございます。ただちょっとここで五年たちまして、電算機も非常に老朽化しておりますし、また何か容量等についても若干問題が出てきていると、そういうふうなことから、来年度ちょうどリースが切れると、そういうこともございまして、できれば新しい機種、リースを変更していきたい、そういう考え方を持っております。その中で組織のお話が出てございますけれども、現在、私どもの方は分散処理方式と申しますか、委託と一部ソフトの開発というものをやっているわけでございまして、一つの係で機械の維持管理を含めまして処理していると、そういう状況でございまして、これからその方法が当面は効率的かなと、そんなことを考えておりますが、いずれにしても、それらについては今後の検討をもう少し加えまして、その上で結論を出していきたいと、そのように考えております。

それからもう一点、住民票等の自動交付機の話でございしますが、私もちょうど昨日、テレビでそれを見まして、関西の伊丹市と二つ目の何か機械だと、そういうふうで紹介されております。今後はいろいろそれに伴って窓口で処理する機械、そういったもの、あるいはそういった交付機に変わってくるのかなと、そんなふうに思いますが、いずれにいたしましても、交付機の関係につきましても、余り他市等におくれないような形で取り組みをしていかなければいけないだろうと、そんなふうに一応考えております。以上でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、今総務部長の方からのお話の続きになりますので、行政の生産性向上にかかわって組織を機能別の組織といいますか、横つながりの部分を強化する組織というのを考えられないかというお話でございます。最近特に複合的な課題といえますか、そういったものが非常に多くなっておりまして、そういう意味で、組織そのものがそういった方向でのいろいろな考え方、指向をいろいろとしているところがございますけれども、特に、例えば高齢化の施策一つ考えてみましても、当然福祉の部が関係しますし、それから道路行政そのほかの部分では建設の部分も関係しますし、市民部、

防災等の関係で出てくる、あるいは教育委員会が教育の部分で出てくる、あるいは総務とか企画財政とか議会にももちろんかわることでございます。全組織がかかわるわけでございます。こういったしますと、そういったいわゆる高齢化とか、国際化とか情報化とか、都市美だとか、アメニティだとか、交通拠点といったそういう部分の形で横の組織を、通常組織としてつくっていくという形になりますと、現行の組織を持っておりますいわゆる国や都といったようなところのつながりといった面で、あるいは他の自治体とのつながりといった面で、非常に複雑、複雑な組織をつくらざるを得ない。特に例えば教育行政と市長権限は全く違いますものから、そういったものまでできるような組織ということでは実態として不可能でございます。したがって、私どもといたしましては、プロジェクトチームをできるだけつくるとか、あるいは現行進めさせていただいております推進本部制、そういったものとか、あるいはこれからも当然そうしたいと思いますが、相互にお互いに調整をしながら機能を強化をしていくといったような中で、できるだけ御指摘の点についてそごを来さないような、そういうような方向での進め方をさらに強化をしていきたい、そんなふうと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○市民部長（岩崎好亮君） テレビの電波障害地区の対策でございしますが、先ほど答弁いたしましたのですが、この件につきましては、過去の経緯などを踏まえまして、財政的にも技術的にも大変難しい問題があるのではないかと、難しい問題が予測されるのではないかと、こういうことでございまして、全市的に先ほど申し上げましたように、方向づけを考えてみたらどうか、こういうふうに思っているところでございます。以上です。

○教育委員会次長（矢崎茂夫君） それでは学習プログラムの体系化、あるいは推進協議会の件につきまして御答弁申し上げます。

現在実施している事業の体系化というのは、社会教育事業の中で体育、文化、あるいはその他多くの団体がそれぞれ生涯学習というものを頭に置きながら活動しているわけでございますけれども、御質問のとおりの横の連携というものが、まだ体系化が図られておりませんので、今後、教育委員会としても生涯学習という中で体系化をして、その中でそういった協議会等の件につきましても検討してまいりたいというふ

うに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○福祉部長（石川和夫君） 高齢者住宅の關係でございまして、貸付金の利用度、あるいは他市の利用状況についての御質問でございます。

まず、一点目の貸付金の利用度でございすけれども、現在私どもで扱っておりますところの、東京都の助成福祉資金、あるいは東京都の母子福祉資金というふうな制度があるわけでございす。そのうち助成福祉資金の中で一件ございす。それから母子福祉資金で転宅資金というふうなことがあるわけですが、

のそれからあと高齢者關係におきましては、東京都の制度でございすけれども、親孝行ローンというふうなものがあるわけでございす。これは都直接の申し込みになるわけでございすけれども、子が親のために、親が子のために住宅を購入する場合等に貸し付けを行っているというふうな事業でございす。また、一方では年金住宅融資というふうな制度もございす。これにつきましては、厚生年金保険、あるいは国民年金の加入者が、加入期間三年以上というふうな方が対象になるというふうな制度があるわけでございす。それから他市の利用状況でございすけれども、現在二十七日中でございすけれども、資金の貸し付けを行っております市は二市ございす。それから利子補給をやっておるところが三市、それから貸し付けのあつせんを行っておるところが一市というふうなことでございす。以上、御答弁させていただきます。

○四番（吉沢嘉翁君） それでは、最後に要望としてお願いをしておきたいことがございす。

まず、第一点でございすけれども、集中アンテナ方式とか、その他電波を受信いたしましたして、それを強調して流して、市民サービスをしておられる市町村もあるやに聞いております。この点につきまして、鋭意御調査願ひまして、早急に実施されればありがたいと思ひます。この点を御要望しておきます。

それから、第二点目でございす。生涯学習の件でございすけれども、何か現行のいろいろな講座でございすとか、講習会でございすとか、趣味の会でございすとか、そういう面につきましてどうしても一度参加された方がずうっとその講座にありましていいことなわけですけれども、ほかの市民が新た

に参加するというのがなかなか難しいというふうに聞いております。固定化してしまうような感じもあるのだそうですが、一般の人が、新しい人が入っていかれるようなプログラムのつくり方、そういうものも大切ではないかとそう思うわけです。そのためには、やはり平成三年度に入った人、どうしても一つのグループをつくりますと、継続させたいというのが皆さんの考え方ですから、平成三年度のコースに入れた方は、そのコースでずうっと行く。平成四年に入った方は、そのコースでずうっと四年間なら四年間やっていくと、そして各年度に入ってきた人が、その横のつながりといひますか、同じ講座を聞いていくと、そういう講座も設けるというふうなことでやっていけば、ますます生涯学習の成果が上がっていくのではないかと、そのように考えるわけでして、ぜひとも、そういうプログラムを組んでいただくための組織の改善をひとつお願いをしたいと、そのように思ひます。

その次に市職員の労働時間の短縮についてでございすけれども、やはり電算化をしていくにつきました。では、現在の行政事務、そのほかの市でやっておられる仕事の見直しということが大変に大切なことだと思ひます。幾ら電算化をいたしましても、現状は、現場が変わらないのでは改善には至らないということだと思ひます。現在、組織の見直し、それからいろいろと市の方でも模索をされておられるようでございすけれども、その中に一つ横割りの、先ほど野沢部長からお話がございましたような組織でも結構でございすので、そういうものを御考慮願ひまして、市の行政の改革にひとつおつながり願ひたい、そのように思ひます。そして、できるだけ早く市職員の労働時間を四十時間、完全週休二日制につなげる、そして市民サービスは低下させないという方向で御検討を願ひたいと思ひます。

それから、三番目でございすけれども、いろいろ予算の問題もございすし、対応する市民の問題もございすし、いろいろな問題はあると思ひますけれども、高齢者社会に向かひまして、市としての施策をぜひともお願いをしたい。家賃の補助、そのほかに関しまして、現在やっていないからということでなくて、他市でもやっておられるわけでございまして、府中市などでもやっておられると聞いております。そういうところをもう一度つぶさに御調査を願ひまして、早急に実施を願ひたい。先ほど仲村先輩議員からお話がありましたように、予算がない、それから条例がない、法令がない、さらに前例が

ないということではなくて、どこかにそういう予算化をしているところもございますし、さらに前例をお持ちの市町村もございますし、法令も適用のしようによっては適用できる法令、条例があるはずです。ぜひともその辺のところを模索願いまして、できるだけ早く具体化されるようお願いをいたしまして、私の要望といたします。どうもありがとうございました。

○議長（赤星行人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、十二月五日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後四時五十一分 延会

写

福総文発第二千四百五十号

平成三年十一月二十六日

福生市議会議長

福生市長 石 川 彌八郎 印

赤 星 行 人 殿

平成三年第四回福生市議会定例会の招集について

平成三年十一月二十六日付け、福生市告示第五十四号（別紙参照）をもって、平成三年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

⑤

福生市告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成三年
第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成三年十一月二十六日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成三年十二月四日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第二千四百五十一号

平成三年十一月二十六日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の送付について

平成三年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第百六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 二 議案第百七号 福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 三 議案第百八号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 四 議案第百九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 五 議案第百十号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）

写

福総文発第二千二百三十六号

平成三年十月三十一日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の訂正について

平成三年第三回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したので、
よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第九十四号 平成二年度福生市一般会計決算認定について

ページ	訂正箇所	誤	正
190	備考の欄中	14 有料道路使用料 206,867	14 有料道路使用料 26,700 収蔵庫土地借上料 180,167